第2号様式(第12条関係)

令和4年度 第1回大和市個人情報保護審査会 会議要旨

- 1 日 時 令和4年5月27日(金) 午前10時00分から午後12時05分
- 2 場 所 大和市役所本庁舎 5階 第5会議室
- 3 出席者 久保博道会長、柴田憲司委員、山崎トク委員、黒岩亜紀委員、篠田優里委員
- 4 傍聴人数 0人
- 5 次 第
- (1)総務部長あいさつ
- (2) 会長あいさつ
- (3)報告
- ① 保有個人情報に係る事故発生状況報告【街づくり施設部 建築指導課】
- ② 保有個人情報に係る事故発生状況報告【市民経済部 生活あんしん課】
- ③ 街頭防犯カメラについて【市民経済部 生活あんしん課】
- ④ 児童生徒指導関係事務の運用状況について【教育委員会 指導室】
- ⑤ 個人情報取扱事務登録簿について【総務部 総務課】
- (4) その他
- ① 審査会会議録の在り方について【事務局】
- ② 大和市個人情報保護法施行条例の制定について【事務局】

6 議事要旨

(3)報告

① 保有個人情報に係る事故発生状況について【街づくり施設部 建築指導課】

(担当課から報告)

委員 電話で通報者の名前を伝えてしまったのか

担当課 電話で名字だけ伝えてしまった。係員は伝えてはいけないということは分かっており、何度も伝えられないと言ったが、強く、急かす口調に押し負けて結局伝えてしまった。その後すぐに通報者に連絡、謝罪した。係員は電話での圧力に対して何とか終わらせよう、解決しようとしたのだと思う。今後は自分だけで解決しようとせず、必ず上席の判断を得る、電話を一旦切るなど間を取り、相談して対応させることを実践している。

会 長 通報者と空き家の所有者は知り合いなのか。

担当課 一度直接やり取りをしたことがあるとのことである。

委員 守秘義務という意味では基本的なケースである。人権相談でもどちらの個人情報も出さない。どちらの個人情報も守るという趣旨である。大事な点であるし、伝えない手立ては色々あったはずだと感じる。

会 長 以上でよろしいか。

(全員了承、担当課退室)

② 保有個人情報等に係る事故発生状況について【市民経済部 生活あんしん課】

(担当課から報告)

- 委 員 データダウンロードの頻度、場所はどれぐらいか。ネットワークから取 得はできないのか。
- 担当課 頻度は警察からの照会状況によるが、作業できない雨の日を除けばほぼ 毎日である。付近での犯罪が発生したら指定の場所にダウンロードに行く が、市全体としては370か所程度ある。セキュリティの観点から、あえて ネットワークに繋がず、スタンドアローンで運用している。不正アクセス の危険はないが作業に時間がかかるため、一長一短である。
- 委員 件数、頻度が多いので起こりうる事象と思う。ただ、様々な事情が重なったとはいえ報告まで時間がかかっていると思う。報告が遅くならない対応策も必要だと思う。

- 担当課 今後は紛失の疑いが出た時はすぐに報告するよう運用を変えていく。
- 委員 今まではどうやって運搬していたのか。
- 担当課 課の鞄があったが古く、使いにくいということで職員が私用の鞄で運搬 していた。その鞄への出し入れの際に落としたと考えられる。運搬の実情 を考慮して使いやすく運搬状況が確認しやすい鞄を導入した。
- 委員 どれぐらいの時間の長さのデータをダウンロードしたのか。
- 担当課 今回は 30 分ほどであるが、数時間という長い時間の場合、ダウンロードにもかなり時間がかかるので一旦離れて別の場所の作業にとりかかり、あとでまとめて回収することもある。
- 会 長 技術的に再発防止策を検討したことは分かるが、職員に重要な個人情報 を扱っているという意識がなかったのではないか。防犯カメラについて最 近は抵抗感がなくなってきているが、取り付け当初はかなり問題になった。 データの扱いと趣旨について、職員への再教育等を考えてもらいたい。
- 会 長 以上でよろしいか。

(全員了承)

③ 街頭防犯カメラについて【市民経済部 生活あんしん課】

(担当課から報告)

- 会 長 集中的にオンラインで集めるという方法について、他の自治体も直接現場に取りに行っているのか。
- 担当課 他市の状況について、大和市はハードディスクから USB にダウンロードする方法だが、他市では SD カードを抜き差ししているところもある。 SD カードだと盗難の恐れが多いということで、大和市は盗難されにくいハードディスクを選択したと聞いている。オンラインについては、費用の面が大きいと思うが、数年前にオンラインのデータを関係ない人間が見ることができたという大規模な報道もあり、今後については政策的な判断に委ねることになる。
- 会 長 オンラインでの問題があることは分かるが、いちいち取りに行くのは大変だろうと思うので、他市の状況はどうかと考えた。オンライン化については検討してほしい。
- 担当課 補足であるが、現在カメラは市が直営で所有、運用しているが、カメラ

- の業者がカメラ及びデータを所有、管理し、必要なデータを市が提供して もらうというサービスを提供し始めているところがあり、今後そのような 業者を使う委託に移行することも検討していきたいと考えている。
- 会 長 どちらにしても危険はあるが、一般的な感覚ではオンラインでデータが 管理されていると思うのではないか。であれば、オンラインでの運用でも 良いのではないか、そういったことを考慮しながら取り組んでほしい。
- 委 員 令和3年度以降はあまり新設がないのは、必要な場所には取り付け終わったという認識か。
- 担当課 コロナにより一時的に中断している状況もあるが、犯罪多発箇所にはすでに概ね取り付け終わっている状況である。今後増設のペースは落ちつつも継続する予定である。
- 委員 アンケートでは設置してほしい、市が最も進めるべき対策は防犯カメラの設置だという意見もあったので、市としてはその意見をどう分析、反映させるつもりなのかを聞きたかったが、おおよそ市の方針は理解できた。

(全員了承、担当課退室)

④ 児童生徒指導関係事務の運用状況について【教育委員会 指導室】

会 長 以上でよろしいか。

(担当課から報告)

- 委員 コロナ禍の状況で、昨年と比較して増減の状況はどうなのか
- 担当課 横ばいである。内容としてはコロナ禍のもとで家庭内の問題が出てきて いるという印象である。
- 会 長 若干深刻なケースが増えているように見受けられる。教師間で共有する、 保護者に伝わって問題になるなど、個人情報を扱うという点でいろいろ神 経を使うと思うが、そういったことに留意して取り組んでもらいたい。
- 委員 母親が、度々暴れる児童の監護に限界を訴え、監護を放棄した案件について、こういう案件が学校に連絡があった場合どのような対応をするのか。
- 担当課 保護者と連携しながら学校でも指導する、あるいは警察等と情報共有しながら学校内での指導、家庭の状況については関係機関に繋ぐなどする。
- 委 員 学童などに情報が流れていくこともあるのか。

- 担当課 基本的には学校、警察間のやりとりになるので、具体的な話は学校止まりとなる。
- 委 員 警察から情報が入ったものについては学校の指導時間内での教育対応 となるのか。

担当課そのとおりである。

- 会 長 最近は虐待についての情報提供がお互い多いが、たしか協定には虐待事案を直接規定するものがなく、無理にあてはめている状況である。個人情報を扱うものではあるが反対はないと思うので、協定と実態を合わせるという意味で協定自身にその号を入れるなり、改善を考えてもらった方が憶測や疑問を生じないので、お願いしたい。
- 会 長 以上でよろしいか。

(全員了承、担当課退室)

⑤ 個人情報取扱事務登録簿について【総務部 総務課】

(担当課から報告)

- 会 長 登録簿は必ず備えなければならないのか。何人以上扱う場合のみなどの 規定はあるのか。
- 担当課 個人情報を扱う事務を始めるにあたり登録簿を備える必要がある。人数 の規定はなく、一人でも扱えば対象である。登録簿は書面で本庁舎一階の 情報公開コーナーに配架している。500 事務あるため、ネットには簡略化 した一覧のみを掲載している。登録簿自体の例は解釈運用の基準に掲載している。
- 会 長 以上でよろしいか。

(全員了承)

(4) その他

① 審査会会議録の在り方について【事務局】

(事務局から説明)

会 長 周辺自治体でも、会議録はそもそも作成していない、あるいは、作成していても不開示という自治体が多いようだ。確認した限りでは、大和市の

他に審査請求人に開示している自治体はなかった。

委員の発言内容を開示してしまうと、審議へ影響してしまうことも考えられるし、第三者から見て公平・公正な審議がなされているか、疑念を抱かれてしまうこともあると思う。

そこで、審査の項目や進め方についての確認、担当課の主張内容の確認、 事情聴取における実施機関の発言、事務局の一般的な説明を除いた部分は 原則として不開示とするべきではないかと考える。

- 委 員 審議中に限らず、審査会の審議が終了した後も不開示という理解でよい か。
- 会 長 審議への影響を考えると、審議終了後も不開示とするべきだろう。審議 の中では、結論と反対の意見も出ることがあるし、その時々によって紆余 曲折がある。その過程が全て分かってしまうというのは、審議結果に対す る信頼性を損ねることにつながりかねない。立場が変わるとどちらからも 意見を言える。審査会の議論は答申書に尽きるのではないか。それを見て 欲しいと思う。市民への説明、透明性の確保についてはそれで足りると思 う。裁判においても、裁判官同士の打ち合わせ内容は公開されていない。
- 委員 原則公開の場なのか、非公開の場なのかが重要だと思う。不服申立ての 審査は傍聴できず非公開である以上、議事録も不開示とするべきだろうと 思う。
- 会 長 結論としては、上記のとおりでよいか。

(全員了承)

② 大和市個人情報保護法施行条例の制定について【事務局】

(事務局から説明)

- 委員 今回の個人情報保護法の改正の趣旨は、官民で法律が異なりその規定や 運用に差異が生じている問題を解消しようというところにある。また、日本の個人情報保護制度は自治体が先行してきた行政分野であるが、自治体 ごとに条例規定に違いがあるため、それを解消したいというのもある。
- 会 長 個人情報保護条例は、ほぼ全国の自治体で制定しているが、規定の仕方が自 治体により異なるところがある。それを統一しようということだろう。個人情

報を手厚く保護してきた先進自治体にとっては、条例に比べて改正法が見劣り してしまうところもある。

また、改正法施行後は、目的外利用や提供に係る審査会の審議が不要となるなど、本審査会の役割は縮小する。自治体として独自性を打ち出すこともできなくはないが、あくまで法律の範囲内でということになる。報告事項はどうなるのか。

事務局 現行条例の廃止に伴い報告事項の根拠も消滅するので、報告事項は減少する ものと考えられる。

会 長 条例案について、正式には、また別に諮問がなされるということでよいか。 事務局 条例案の諮問は、10月頃を予定している。

以上